

鳥取縣公報

昭和十七年九月四日
 第千三百六十五號

金曜日

本報ハ大キサハ國定規格A5判

目次抄録

○ 告示

- 縣會議員補選選舉……………一頁
- 軍用保護馬檢定検査……………一頁
- 寺院規則制定……………三頁
- 教會規則制定……………三頁
- 市町村負債整理委員會廢止……………五頁
- 動力糶摺業免許證下付……………六頁
- 家畜買賣交換禁止區域指定……………七頁
- 副蠶糸配給統制規則第二條第一號ニ依ル指定……………七頁
- 縣會議員補選選舉運動費用……………七頁
- 同選舉長指定……………七頁

○ 彙報

- 九月の大詔奉戴日……………八頁
- 戰爭保險に就て……………九頁
- 眼を護れ！九月十八日は眼の記念日……………〇頁
- 其の他……………二頁

告示

◆鳥取縣告示第五百七十九號

縣會議員永井貞録死亡ニ付補選選舉ヲ行フ其ノ選舉ヲ行フベキ選舉區投票ヲ行フベキ日時選舉スベキ議員ノ員數左ノ如シ

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 選舉ヲ行フベキ選舉區 西伯郡選舉區

一 投票ヲ行フベキ日時 昭和十七年九月二十五日 自午前七時 至午後六時

一 選舉スベキ議員ノ員數 一 人

◆鳥取縣告示第五百八十號

軍馬資源保護法施行規則第七條乃至第十八條ニ依ル昭和十七年軍用保護馬ノ檢定、検査期日、場所及區域左ノ通定メラル

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣公報 毎週日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年九月四日 第千三百六十五號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

昭和十七年軍用保護馬檢査實施日割表

檢査期日	郡市區	檢査區域	檢査場
九月廿日	岩美郡	大岩村、本庄村、小田村、浦富町、東村、岩井町、蒲生村、福部村、網代村、日後村	浦富町 家畜市場
	鳥取市	鳥取市	
同二十日	岩美郡	倉田村、字倍野村、面影村、津井村、米里村、成器村、大茅村	鳥取市 千代河原
	氣高郡	神戶村、大和村、美穗村、大正村、湖山村、吉岡村、大郷村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村、未恒村	
同二十一日	八頭郡	賀茂村、國中村、船岡村、大伊村、國英村、入上村、西郷村、散敷村、集村、安部村、入東村、丹比村、若櫻町、池田村、上私都村、中私都村、下私都村、大御門村、河原町、大御門村	河原町 袋河原
同二十二日	整理日	西郷村、日下村、長瀬村、淺津村、橋津村、宇野村、泊村、舍人村、東崎村、花見村、小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、矢送村、南谷村、山上	倉吉町 出口河原
同二十三日	東伯郡		

同二十四日	東伯郡	檢査區域	檢査場
		守村、北谷村、高城村、社村、中北條村、上北條村、藤手村、下北條村、榮村、大村、上郷村、浦安町、下郷村、赤碓村、古布庄村、八橋村、安田村、下中山村、上中山村、逢坂村、光徳村、御來屋町、名和村、庄内村、大山村、所川村、高麗村、淀江町、字田村、大高村、縣村、津村	浦安町 家畜市場
同二十五日	西伯郡		淀江町 家畜市場
	米子市	米子市	
同二十六日	西伯郡	春日村、大幡村、幡郷村、五野村、尚徳村、手間村、賀成實村、夜見村、富益村、和田村、大篠津村、中濱村、和子村、上濱村、境町、外江村、渡村、崎津村、彦名村	米子市 生
同二十七日	日野郡	光村、入郷村、溝口町、日光村	溝口町 國民學校々庭
同二十八日	日野郡	江尾村、根雨町、神奈川村、米澤村、日野村、黒坂町、大宮村、阿毘綠村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石見村	江尾村 舊小學校跡
同二十九日	整理日		日野上村 國民學校々庭
備考		檢査檢査開始時刻ハ特ニ通告ナキ限リ午前八時ヨリ、午後ハ一時ヨリトス	

鳥取縣告示第五百八十一號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土肥米之

寺院ノ名稱	所在	地肥米之	所屬宗派ノ名稱
大雲院	鳥取市立川町四丁目二十四番地	天台宗	
圓護寺	圓護寺百四十四番地	同	
觀音院	上町百六十一番地	同	
摩尼寺	覺寺六百二十四番地	同	
淨國寺	瀧山三百六十八番地	同	
善光院	岩美郡福部村大字細川三百五十一番地	同	
吉祥院	浦富町大字浦富千七百四十四番地	同	
勸學寺	東村大字大羽尾二面六十七番地	同	
東源寺	岩井町大字岩井四百七十八番地	同	
常智院	小田村大字岩常六百五十五番地	同	
觀照院	大岩村大字岩本三百五十三番地	同	
座光寺	氣高郡大正村大字真浦五百三十六番地	同	
成就院	神戶村大字岩坪六百七十一番地	同	

鳥取縣告示第五百八十二號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月三十一日教會規則ヲ認可セリ

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土肥米之

教會ノ名稱	所在	地肥米之	所屬宗派ノ名稱
彌勒寺	勝部村大字紙屋百八十四番地	同	
蓮華寺	日置村大字早牛二百八十二番地	同	
長谷寺	東伯郡倉吉町大字仲ノ町二千九百六十番地	同	
智積寺	以西村大字竹ノ内九百五番地ノ一	同	
轉法輪寺	古布庄村大字別宮四百七十二番地	同	
大光寺	旭村大字下谷百九十二番地	同	
大日寺	高城村大字櫻三百五十四番地	同	
觀音寺	西伯郡高麗村大字長田四十五番地	同	
妙支寺	大山村大字坊領百三十一番地	同	
長昌寺	日野郡溝口町大字金屋谷九百八十四番地	同	
眞言宗方教會	鳥取市吉方町二百四十八番地	眞言宗	
眞言宗子安教會	立川町一丁目百三十三番地	眞言宗	
眞言宗修驗道	米子市角盤町一丁目六十五番地	同	
醍醐米子教會		同	

鳥取縣告示第五百八十七號

昭和十七年九月一日左記ノ者ニ對シ動力糶糶業免許證下付セリ
昭和十七年九月四日

免許證番號 住 鳥取縣知事 土 肥 米 之 氏 名

一、四一六 日野郡阿尾綠村大字下阿尾綠 九百六拾四番地 丸山 哲 夫

一、四一七 岩美郡米里村大字古郡家 百六拾五番地 西川 隆

一、四一八 西伯郡幡郷村大字坂長 八百四拾九番地 草原 實

鳥取縣告示第五百八十八號

動力糶糶業免許者中左ノ通商業届出アリタリ
昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之 氏 名

免許證番號 住 所 氏 名

一、二六五 西伯郡幡郷村大字坂長七百拾七番地 小林 榮

鳥取縣告示第五百八十九號

産婆登錄名簿訂正者左ノ如シ
昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 米子市博勢町四丁目二番地

新住所 同市同町四丁目三四番地

昭和十七年八月一日付轉住ニ依リ産婆名簿訂正方出願同月十九日
訂正

前本籍 鳥取縣西伯郡外江村四三二番地 瀬戸川 靜 枝

新本籍 同縣同郡同村二五五二番地

前住所 同上

新住所 同縣同郡同村二六一五番地

昭和十七年七月三十一日本籍及住所變更ニ依リ名簿訂正方出願同
年八月十九日訂正 濱田 まきよ

鳥取縣告示第五百九十號

産婆名簿登錄者左ノ如シ
昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本 籍 鳥根縣能壽郡飯梨村大字植田四九二番地ノ二

住 所 東伯郡下北條村大字下神一八七番一地

昭和十七年八月十七日 登錄 奈良井マツノ

第 八 七 二 號 明治四十五年五月十三日生

鳥取縣告示第五百九十一號

東伯郡畜産組合ニ對シ倉吉常設家畜市場業務規程中由良、番田分
場設置ノ件認可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依ル賣買交換及
禁止區域左ノ通指定ス
昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

市場名 開 催 地 取扱 開催 禁止區域

倉吉常設家畜 東伯郡由良町大字由良 牛馬 每月 東伯郡一圓

市場由良分場 宿字辻一、〇六六番地 羊豚 三日

倉吉常設家畜 同郡北谷村大字三三三番地 同 每月 同

市場番田分場 番田一、二〇一番地 同 每月 同

鳥取縣告示第五百九十二號

副糶絲配給統制規則第二條第一號ニ依リ左ノ通指定セリ
昭和十七年九月四日

鳥取縣告示第五百九十三號

有限責任鳥取縣副糶絲商共同施設組合並ニノ組合員
昭和十七年九月二十五日西伯郡ニ於テ執行ノ府縣制第八條ノ規定
ニ依ル選舉ニ於ケル選舉委員ノ數選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ
數及選舉運動ノ費用ノ額左ノ通トス
昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第五百九十四號

一 選舉委員ノ定數ハ議員候補者一人ニ付八人(其ノ異動アリタ
ル場合ト雖モ通ジテ二十人)以内

一 選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數ハ議員候補者一人一日ニ付
十二人以内

一 選舉運動ノ費用ノ額ハ議員候補者一人ニ付
金九百參拾五圓七拾九錢九厘以内

昭和十七年九月執行縣會議員補選ニ付府縣制第二十三條第一
項ノ規定ニ依リ西伯郡選舉區ノ選舉長ヲ左ノ通指定セリ
昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

地方事務官 山本 傳 藏

選 舉 告 示

鳥取縣告示第五百九十五號

昭和十七年九月執行縣會議員補選ニ付選舉長ノ爲ス告示ハ鳥
取縣ニ於テ發行スル鳥取縣公報ニ登載ス但シ鳥取縣公報ニ登載ス
ル暇ナキトキハ選舉會場ノ門戸ニ揭示ス
昭和十七年九月四日

縣會議員補選西伯郡選舉長

地方事務官 山本 傳 藏

彙報

九月の大詔奉戴日

(振興課)

九月八日の大詔奉戴日は「承諾必謹」の精神に一層徹底せしめるとともに、左記實踐事項に依つて之が實踐を期することとなつた。

一、大詔に関する講話

九月八日午前六時三十八分より十五分間「大詔に関する講話」を放送し、全國民をして「承諾必謹」の精神を更に徹せしめること

二、實踐事項

「國民貯蓄組合の強化擴充」

大詔奉戴日を「國民貯蓄組合大擴充の日」とし國民貯蓄組合の重要性を深く認識せしめると共に、その地域職域を通じての貯蓄組合網の完壁を期し、貯蓄第一線指導者の創意と全國民の協力により國民貯蓄の飛躍的増強に邁進する

1 常會に於ける申合の實行

前項の趣旨を徹底するため、部落會・町内會又は隣組、官公署・學校・工場・事務所等、産業組合・商業組合・工業組合、その他これに準ずる団体は夫々常會を開き、各々その貯蓄の現状に反省と檢討を加へ、その實情に應じ左の如き事項の申合を行ひ、これが實踐に努めること

△申合事項

イ 未だ國民貯蓄組合が結成されない場合は速かに之が結成を圖ること

ロ 國民貯蓄組合に未加入者のある場合は、直ちにこれに加入をすゝめること

ハ 申合による貯蓄は實行してゐるが、國民貯蓄組合としては正式に届出の済まぬ場合は速にその届出をすること

ニ 貯蓄額が一般に低率な場合、または未だ餘力あるものに對してはこれが引上をすること

ホ 各國民貯蓄組合にありては帳簿整理、報告書の作製等組合事務の整備強化を行ふこと

ヘ 國民貯蓄組合の新たな貯蓄源をつくり出すため更に工夫をこらすこと

2 市町村に於ける實行

本運動を更に強力なる實踐に移すため、大政翼賛會市町村支部に於ては市町村當局及び關係金融機關と協力して左の方法を講ずること

(1) 國民貯蓄組合の増強に関する勸奨狀の發送

(2) 貯蓄實行委員等をして高額所得者への貯蓄の勸奨等

三、實踐事項に関する放送

大詔奉戴日の實踐事項特に「國民貯蓄組合法の解説」に関するラヂオ放送をなすこと

戦争保険に就て

(振興課)

精銳無比なる我が陸海軍は開戦以來陸に海に空に赫々たる大戦果を挙げ、大東亞の廣域を戴定すると共に、東太平洋より西印度洋に亘る廣袤二萬海里に亘る海上を制壓して、米英露動の餘地無からしめてゐるのであるが、然し油斷は禁物であつて、敵は何時またゲリラ戦に出て来るかも知れない。現に過日のソロモン海戦の如きも我が勇猛なる將兵の敢闘によつてよくこれを撃碎したのであるが、しかしそれは敵が攻撃態勢に出やうとして堂々米英

大艦隊を組織して進航の企圖をなしてゐたものであつたことを閑却してはならない。もとより我等は軍の威力に信頼して意を安んじてよいのではあるが、過る四月十八日の敵機襲撃のやうなことは今後いくらもあるべきことを覺悟せねばならぬのである。

従つて銃後の我々は今後益々防空の備へを嚴にすると共に、萬一空襲に因つて我々の財産が損害を蒙つた場合の用意についても平素から萬全を期して置かなければならないのであるが、其の爲にはまづ我々の住宅・工場・商品などに戦争保険を付けて置くことが肝要である。これは銃後生活の安定といふ點からも、また産業の維持増進の點からも大切なことである。

然るにこの戦争保険の制度については、なほ未だ一般公衆の間に徹底を缺き、過般の敵機空襲の際の罹災者の大多數は普通火災保険契約に於ける戦争事故に関する不擔保の事實を知らないばかりか、この戦争保険制度の存在をも知らぬ者が多かつたのであつて、今後再び非常事態に遭遇した場合、戦争災害保護法に依る救済ばかりではとても國民生活の安定を確保することは至難であつて、延いては聖戦遂行についても遺憾なきを得ねばならない。

戦争保険といふのは戦争保険臨時措置法によるものであつて、政府が火災保険會社に契約の引受や保険金の支拂などの仕事をさせ、保險會社に損失を生じた場合はその全部を政府が補償し、利

益があつた時は之を政府に納めさせることになつて居り、いはゞ國營に等しい保険であつて、保険料は今のところ住宅・家財・工場・商品などは保険期間六ヶ月に對し保険金額千圓につき三圓の割合であつて、建物の種類・構造・地域などによる區別はない。戦争保険の申込は、現在火災保険をつけてあるものは其の保險會社に申込まれたい。火災保険をつけてないものは最寄りの保險會社にでも申込めばよいのである。申込書は保險會社に用意してある。

なほ戦争保険の申込方法や、制度の内容等の詳細については最寄りの火災保險會社の營業所又は代理店に於て尋ねられたい。

眼を護れ!

九月十八日は眼の記念日!
眼病常識を養ひ視力を保て

(衛生課)

九月十八日は眼の記念日として、かつて 明治天皇が北陸行幸の時國民に眼疾の多いのを御覽遊ばされて有難い恩命を賜つた聖

旨を体し、お互に協力して眼を護つて聖恩に報いる爲の強調日とされてゐる。現在我が國には盲人が六萬八千名に達してゐるが、このうち生れつきの盲人は四一五千に過ぎず、その他止むを得ぬ原因の失明があるとすると、不注意の爲の失明、適期に適當の治療をしなかつた爲の失明が三分の二はあるとされてゐる。マレーでは眼のことをマタといふが、マタとは中心とか寶石といふ意味を持つてゐて、太陽のことはマタハリといひ、これによつても南洋の人達が眼の重要性を充分自覺してゐることが分る。大東亞共榮圈を指導すべき日本人に、眼病の者が相當多數にあることは恥づべきであつて、國民は力を盡せて眼疾の撲滅に努めねばならぬ次第である。いま我が國に多い眼疾の概要を記して縣民視力保持の爲の參考資料とする。

◎眼が赤いもの

△慢性結膜炎・眼瞼縁炎 是の眼の縁が赤くなるものであつて、ひどくなると、まつげが抜け、縁がたぶれ、しまひには眼險外反といつて「赤んべい」のやうになる。初期ならば結露水の點眼でも治るが、ひどくなると眼科醫でもなか／＼急には治しきれぬものである。常に眼を清潔にすることが、これの豫防方法である。

△眼瞼結膜の充實 色々の微菌や、ごみ、煙、薬品などの刺激で起る。

△膿胞性結膜炎 トラコーマによく似て、ブツブツが出来これと間違ふことがある。

△トラコーマ (トラホーム) 初のうちは眼瞼の裏だけであるが、追々結膜から角膜にまで進行し、目やにが出、視力が悪くなり、遂には失明にまで至る。我が國での失明の二十パーセントはこのトラコーマによるものである。外國ではこの病氣は極めて少く、處によつてはこの患者を大切な研究材料として保護してゐる病院もある位である。これの豫防法は次の如くである。

- 一 手拭を共用しないこと
 - 二 時々手を洗ふこと
 - 三 毎朝清水で洗眼すること
 - 四 家族内にトラコーマがあれば洗面器も別にすること
 - 五 早く治療すること
 - 六 かゝつたら毎日でなくてよいから、一週一度でも一月三回でもよい油断せぬやう持久戦で療治すること
 - 七 必要に應じては手術をおそれぬこと
- △めぼし (フリクテン) 子供がトラコーマでなくて眼のため

が赤くなり、まばゆがつて眼を固く閉ぢるのは多くはこれである體質の弱い結核質の子供に多いから、體質改善に努力することが大切である。但し海岸に連れて行つたり海水浴に行つたりすると潮風や海水の刺激でかへつてこれを發生助長することがあるから注意を要する。

△はやり目・表層角膜炎 いろ／＼の微菌が原因となる特別の急性結膜炎であつて、眼全体が赤くなるばかりでなくあとで角膜に細かい濁濁を残すことがある。視力も悪くなり、却々治らぬ病氣である。早く手當をし、又ズルフォンアマド劑を内服すると結膜炎も早く癒り、表層角膜炎になることも少いやうである。

◎眼が痛むもの

△塵埃の侵入・つき目 汽車の窓から極めて小さい石炭粉末が目に入つても痛むのは、角膜に多數の神経が分布してゐる爲であるが、このやうな時目をこすつて傷ついたり、又稻の葉等で突いた輕微な外傷でも、角膜に潰瘍が出来て微菌の爲に廣がると危険である。その他にも蠶食性外傷のやうに角膜全体を犯す場合もあるから、痛みのある時は不注意に放置してはならぬ。

△虹彩毛様炎 虹彩、毛様体等は角膜の向ふにある組織であるが、この炎症の時も疼痛がある。虹彩毛様炎は梅毒、結核、

リウマチス其の他いろいろの原因で起るが、経過が悪いと失明する悪性の眼病である。

◎眼が見えないもの

眼の奥の病氣は痛みはないが見えなくなる。俗にそこひといふのがそれである。病氣の種類によつて一晚のうちに見えなくなるものもあり、一年も二年もかゝつて少しづつ見えなくなるものもある。ソコヒには種類も多く、治るものも治らぬものもあるから落膽も間違であるが、放任してはならぬ。

△しろそこひ (白内障) 瞳孔の後方にある水晶体の濁る病氣であるから、手術して濁つた水晶体をとり出すと治るのであるが、飲み薬や點眼薬、注射薬などでは濁りはとれない。適當な時期に信頼の出来る醫者によつて手術すべきである。

この頃は手術の方法も巧になり、消毒法もよくなつてゐるが、それでも千人に一人五百人に一人化膿や炎症を起して失明する場合もあるが、患者が神経質にビクビクしたりしては結果がよくないから、醫者にまかせ天にまかせ手術して貰ふことが大切である。

△あをそこひ (緑内障) 眼球が堅くなつて失明する病氣であつて、頭痛や嘔吐が伴ふため初には眼に氣がつかず、内科

にかゝつて時期を失ふ場合もある。緑内障は點眼でおさまるものもあるが、多くは手術が必要である。しかしどれほど適切な方法で手術しても白内障ほど好結果は得難く、困難な病氣である。

△視神経萎縮 視神経が枯れる病氣で、この病に試みられた療法は澤山あるが、一時はよいやうでも大抵失明する。

△色素性網膜炎 じりじりと視力が悪くなつて信頼出来る療法がない。眞實機でいへば乾板かフィルムに相當する網膜が變性して、神経も枯れるものである。

△とり目 ビタミンの不足から来るものであつて、肝油や鰵で癒る。

◎近視

近視の度は眼鏡の度であらしてゐる。一メートルの焦點距離を持つ眼鏡を一曲光度といひ、四一曲光度の眼鏡で丁度よい近視を一曲光度近視、〇・五メートルの焦點距離を持つ眼鏡で丁度よい近視を二曲光度の近視といつて、昔用いられた度の計算に依るものとは違ふのであるが、この三曲光度以下のものを弱度近視といつて國民學校中等學校に多く、近業の影響によるものと認められる。

三曲光度以上六曲光度までを中等度近視といひ、中等學校高等

學校に多い。眼底にも變化があらはれ、又眼鏡をかけても必ずしも正視と同じ視力を得るとは限らない。

六曲光度を越えて一〇曲光度までを強度近視といひ、高等學校大學に多く見られる。これは近業だけが原因でなく、多少遺傳關係が含まれてゐる。一〇曲光度以上のものを最強度近視といひ、遺傳關係が一層明かであつて、近業の結果来るやうには思はれない。視力も非常に悪く、ひどいのは眼の前で漸く指の数がわかる程度になる。眼鏡をかけても正視の視力の半ば位であるが、これは眼底に種々な變化が来る爲であつて、最も恐るべきは網膜剝離である。

近視を少くする爲には優生結婚を奨励して強い近親同志の結婚を避けると共に、國民學校の頃から讀書の姿勢を正しくし、適當なる明るさに注意し、時々眼に休養を與へ、又戶外運動日光浴の奨励が必要である。

X

X

◎週報・寫眞週報掲載内容

▲週報

- 戦時下娯樂と移動演劇
- 開始される有線放送
- 戦時下の海員養成
- インド獨立問題

▲寫眞週報

- 米洲から交換船で歸つた人々
- ソロモン海戦ツラギ海峡の夜襲
- 本間將軍に代つて田中新比島方面陸軍最高指揮官擔任す
- マレーの俘虜(二)(兵隊さんの書いた小説)
- 強いタイ國を生む次代の母の訓育
- 今夏開かれた養護學校の成績は
- 夏休みを滿洲建設に捧げた學生勤勞奉仕隊
- 戦地と銃後をかける空飛ぶ往復ハカキ―特別軍用航空郵便をうけた銃後の妻と東條總理
- ミシンをかついで廻る隣組巡回修理班―東京

◎ 行旅死亡人

一 住所、氏名、年齢等不明首無男屍体壹体

一 屍体 首ナキヲ以テ相貌不詳青年ト推定死後約三週間經過

一 着衣 濃國防色ズボン、代用皮ラシキ帶皮、淺黃色ノ靴下

及靴下バンド、赤色ノ襪股ヲ着ス

一 所持品 無し

昭和十七年七月八日德島縣海部郡三岐田町沖合ニ於テ拾得屍体

ハ假埋葬ニ附シアリ心當リノ向ハ當役場へ申出ズベシ

昭和十七年七月二十三日

德島縣海部郡 三岐田町 役場

◎ 行旅死亡人

一 本籍、住所、身分、職業不詳、田 中 ヨ ヲ當七十三歳

一 性別 女子

一 人相、着衣 身長三尺七寸位、体格普通、顔丸、色青黒頭髮

七分白、目、鼻、口、耳、普通、横縞半纏、耕

單衣ヲ着ス

一 所持品 ナシ

一 特徴 右手小指曲、頭中央部徑二寸位禿アリ

一 死亡別 病死、昭和十七年五月二十三日午前九時三十分

一 死亡ノ場所 岡山市北方六七九市立友樂園

一 其ノ他参考事項ナシ

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 本籍、住所、氏名、職業、不明

一 年齢 四十歳位

一 相貌特徴 丈五尺二寸五分位骨格大、頭髮長カリシモノト認

ム、特徴、前齒四本連續ノ白色合金製ノ加工齒ア

リ死後二週間ヲ經過ス

一 着衣所持品ナシ

一 死体發見月日 昭和十七年六月二十五日

一 死体發見場所

長崎縣西彼杵郡高島村二子東南方五百米ノ沖合

備考 死体一致命的損傷ヲ認メズ一絲モ纏ハザルニ比較的組織

ノ離脱欠損少キ點ヨリ察スルニ恐ラク沖合航行中墜落溺

死漂流セシモノト認ム

死体ハ高島村ニ於テ假埋葬サス

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年九月四日印刷
昭和十七年九月四日發行

鳥取縣 鳥取市 東町
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所